

# 町内會と社會事業

向 井 藻 浦

## 町内會の變遷

—業事會社と内町會—  
町内會は云ふまでもなく、都市に於て多く發達したもので、之は多くの農村にあつては、地主階級と小作階級とにわかれ、經濟組織の比較的單純であつたこと、地主側では、經濟的な意味の外に、不動産所有者たるの名譽を保持して小作人に對し、小作人は又、殆ど世襲的に小作に從事し、そこに封建的な一種の主従關係が成立し、經濟以外に特殊な結びつきが出來て居たために、多くの場合、お互の吉凶禍福を、所謂主従關係に因する相互扶助を以て解決し、從つて近代農村に於て見るが如き小作爭議などは、殆んど起りやうがなく、百姓騒動といへば、領主若くは之に配屬せる吏領の苛斂誅求に反抗するもので、この場合には、

始々悉く地主と小作人とが一團となつて、支配階級の權力に打つかつて行くのであって、そこには傳統的な不言の鐵則があり、其の他にも種々な關係があつて、特別な懇親を目的とし、若くは相互扶助を目的とする町内會の如きもの必要を認めなかつたのである。

然るに都會に於ては、大いに事情を異にし、農村に於ける地主と小作人との關係が、こゝでは家主と借家人との關係となり、前者が親、子、孫といふ風に土着性、永續性をもつて關係を續けて行くのに對して、後者即ち家主と借家人との間にあつては、多くは二・三年から十數年に限られ數十年に亘るものは誠に稀れであり、從つて農村に於ける所謂主従關係の如きものは成立すべくもなかつた。

たゞ併しながら、公儀から借家人に對する命令、注意、

告知、通達の如きものは、常に家主を經由することとなつてゐたために、家主側としては、事に觸れて借家人の注意を促がし、面倒を見ねばならぬことが多く、これを處理するためには、月番幹事を設ける必要もあれば、又、町内會を組織する必要も起つて來たので、この時代にあつては、町内會の目的は、主として相互扶助にあつた。  
左に一二を例示する。

非人行倒病氣等有之節、町々により訴出次第、以來高原小屋へ可遣事

### 覺

- 一、小屋建入用 代壹貫五十九匁五分
- 一、行倒人小屋迄乗候かご 是は其町より可出事
- 一、小屋にての敷筵 是は右同斷一枚づゝ可渡事
- 一、番人の儀 是は晝一人夜一人、差紙を以可爲受取候事
- 右の分三郷入用

### 一、粥代

### 一、油代

### 一、藥代

右は三郷町々行倒人有之節、介抱致遣候物入等も有之儀に付、

件

◎

享保十八癸丑年六月觸

此節時行の風氣相煩、町内其日過の者なと右病氣抔にて及飢候儀も可有之哉、左候はば家主並丁年寄丁人吟味致、當分病中不及飢候様に心を添可遣候

右之通三郷町中へ可觸知者也

口上惣年寄中被仰候  
極貧の者此節風氣相煩候者有之候は、來る二日南組惣會所へ書付可差出候

右之通被仰聞承知仕候、萬一飢にもおよひ候は、隨分心を添可申候、並極貧の風氣相煩候者も早々相斷可申候、爲其家持判形如

歐羅巴各國は素より、遠く亞米利加及び我國までも戦争の渦中に巻込まれるに至り、其の衝動による經濟界の異常の活躍は、一般物資の騰勢を誘致し、殊に生活必需品暴騰は一般の生活に脅威を與へるに至つたので、政府は大正七年中「暴利取締令」を發し、米價調節の一法として「臨時外米整理部」を設け、他面米穀取引所に對して、小口落しの禁止、市場の警戒、買占の檢舉を斷行したが、滔々たる大勢は容易に阻止することが出來ず、堂島市場の如きは六月以てし、農商務省は遂に七月十八日を以て、三期を通じ立會の停止を命じた。

代の終末まで、こんな風つながりを以て來たのであるが、維新以後、不完全ながら資本主義經濟の目ざめと共に、家主は貸家業なる一種の營利機關と化し、次第に借家爭議にまで押し進むに至つて、兩者の關係は全く從來と異つて來たのである。

町内會の近代的傾向

單的に云へば、都市生活者は、家主たると借家人たるとを問はず、農村に比して移動性が多い。家主はオフィスのみを市内に残して郊外に移り、借家人は業務の關係と採算とから、轉々として移轉する。こんな間柄に於ては、前に述べたやうな温情的な相互扶助が成立すべくもない。従つ

廣雅

萬デ同所ニ特派シタル主任官ヲ通シテ嚴重ニ之ガ警備ト目正ニ専  
ムル所アリ、理事者ハ又市場ノ秩序ヲ保持スルニ畫ス所アリタル  
ニ拘ラズ、結局其効果ノ見ルベキモノナシト認メタルニヨリ、今  
般已ムナク市場ノ停止ヲ命ズルニ至レル次第ナリ。

然るに關沙大戰役における物價の騰貴は、我國の社會狀勢に一大變化を及ぼし、惹て町内會の性質を再検討せねばならぬこととなつたのである。

でこれに代へて公的な、若くは私的な社會事業が起り、町内會は専ら懇親を目的とする遊覽旅行、酒食のための會合となり、偶々野心家の乗するところとなつて、之を踏臺として衛生組合評議員たらんとし、所得調査委員たり、市會議員たり、代議士たらんとする者あるに至つて、町内會の醜惡な半面が露呈されることとなつた。

近時大阪掌島ニ于ケル賣買取引ノ狀況ヲ見ルニ、去月下旬廢崩シノタメ七月六日ニハ中物二十一圓二十錢ノ相場ヲ現シ立會ヲ停止シタルガ、同月十二日ニ至リ先物ノミノ立會ヲ開始シタルニ、又復崩落相場ヲ現ハサントシタルヲ以テ、再び立會ヲ停止セルナリ。而テ十五日ニ至リ立會ヲ開始セルガ、此度ハ相場全ク逆轉シテ、三十五圓ノ呼値ヲ聞クニ至リ、又モヤ休會スルニ至レリ。同取引所ニ于ケル狀態ハ其騰落斯ノ如ク甚シク不節制ヲ極メ、全ク公定相場作製機關タル本能ヲ失ハシムルモノアレルヲ以テ、本省ハ

端をなしたのであつた。

當時の状況は、日刊新聞によつて詳報された所であるから、細叙を省くことゝし、一二の地方は、軍隊の出動によつて漸く鎮靜に歸したのであつたが、識者及び有志家は、到底黙視傍観すべきにあらずとし、蹶起して之が對策の必要を叫び、先づ當面の急務として、各方面よりの義捐金によりて生活必需品の廉價供給を開始し、漸を逐ふて、今日觀るが如き社會事業の發達を遂げるに至つたので、從來春秋の行樂と宴會とが唯一の仕事であり、町内の懇親だけを目的と心得、其の虚に乘じて、野心家の踏臺となりつゝあつた町内會は、漸く目をさまして、町内の共存共榮のため、社會事業に結びつくべく心掛けんとし、又實際上からも、經濟事情の複雜と生活の壓迫とは、町内會をして町内に於ける一部中產階級以上ののみの社交機關たらしめ、無產階級をして一層階級意識を尖鋭化せしむる結果となるので、所謂町内會の方向轉換を餘儀なくせしめられやうとして居る有様である。

### 町内會の事業（上）

に運轉機關の不備のために、速急有無相通することが出来ず、従つて部分的の不作も直ちに人々を飢餓に瀕せしめることがあつた。

こゝへ眼をかけたのが、阿波橋町々内會であつて、一錢貯金によつて飢餓に備へやうとした。町内會が所謂防貧施設に手を染めたのは、これ以外には殆んど求めることが出来ぬ。

一、此度阿波橋町年寄古座屋幸八郎並町人共申合、凶年之節、町内之人數不及飢餓にため毎日一錢宛の掛錢をいたし、右積錢を以年々圍米いたし、並施行と名付、志の者より臨時に金錢取集

覺

阿波橋町年寄

し歸伏の儀肝要に候間、其所能々心得可申談事に候  
右之趣三郷町々へ懲年寄共より可令口達候

卯八月

少しく煩に過ぐる嫌があらうけれども、大阪に於ける町内會が、とも角も、團体的行動を以て、所謂社會事業に手を染めた最初にして而かも顯著なる實例であるから次に、其の仕法書なるものを掲げて置く。

丁内家持借屋不殘闇米一件仕法書

一、凶年之手當として永續のため、今度町人中被申合、存害之志施行錢、別紙帳面之通出錢被差出候段、御厚情之程銘々身分に引請、悉仕合に存候、依之當丁内圍ひ米所持有之候町人九人之掛錢或は掛切、又は日々一錢文掛、其餘は其人々之心任せ置候は、三郷一統之安心此上も無之事に候、右仕法書は惣會所に寫させ置候間、勝手宜敷方にて寫し取、町内へも得と可及熟談候、勿論其通之仕方いたし候に限り候事にも無之、猶又能工夫も有之候付ては、如何様にも取極可申候、乍然新法に候は、一應仕法書認年寄共迄見せ可申候、只々丁内一統納得いた

然らば町内會は何をなすべきか。乞ふ先づ維新前について一瞥して見やう。

前にも記した如く、徳川時代に於ける町内會なるものは、主として家主と借家人との關係であり、今日觀るが如き各町に町内會なるものは殆どなく、家主關係をはなれては、信仰によつて結ばれたものがあるに過ぎなかつた。

次に其の時代に於ける所謂社會事業としては、恤救に關するものが主であつて、棄兒、行路病人以外、大火罹災者、洪水避難者の應急處置、飢餓に對する救助等である。其の都度民間の寄附によつて處理されることとなつて居た。即ち謂ふところの救命的一時的施設であつて、未だ防貧的永久的施設として目すべきものはなかつたのである。

右の内で、大阪在住者の甚だしく悩まされたものは、頻回に發生するところの大火であつて、消防機關の不備であつた當時のこととて、二區若くは三區に燃え擴がつて、數千戸を拂盡したものも稀れでなく、又洪水は、枚方方面に於ける淀川堤防の缺潰によつて、生駒山麓以西が一面の湖水と化したことも一再ではなかつた。

天候の不順と、螟虫の被害に因る飢餓も相當に多く、殊

て一瞥して見やう。

前にも記した如く、徳川時代に於ける町内會なるものは、主として家主と借家人との關係であり、今日觀るが如き各町に町内會なるものは殆どなく、家主關係をはなれては、信仰によつて結ばれたものがあるに過ぎなかつた。

次に其の時代に於ける所謂社會事業としては、恤救に關するものが主であつて、棄兒、行路病人以外、大火罹災者、洪水避難者の應急處置、飢餓に對する救助等である。其の都度民間の寄附によつて處理されることとなつて居た。即ち謂ふところの救命的一時的施設であつて、未だ防貧的永久的施設として目すべきものはなかつたのである。

右の内で、大阪在住者の甚だしく悩まされたものは、頻回に發生するところの大火であつて、消防機關の不備であつた當時のこととて、二區若くは三區に燃え擴がつて、數千戸を拂盡したものも稀れでなく、又洪水は、枚方方面に於ける淀川堤防の缺潰によつて、生駒山麓以西が一面の湖水と化したことも一再ではなかつた。

天候の不順と、螟虫の被害に因る飢餓も相當に多く、殊

て一瞥して見やう。

前にも記した如く、徳川時代に於ける町内會なるものは、主として家主と借家人との關係であり、今日觀るが如き各町に町内會なるものは殆どなく、家主關係をはなれては、信仰によつて結ばれたものがあるに過ぎなかつた。

次に其の時代に於ける所謂社會事業としては、恤救に關するものが主であつて、棄兒、行路病人以外、大火罹災者、洪水避難者の應急處置、飢餓に對する救助等である。其の都度民間の寄附によつて處理されることとなつて居た。即ち謂ふところの救命的一時的施設であつて、未だ防貧的永久的施設として目すべきものはなかつたのである。

右の内で、大阪在住者の甚だしく悩まされたものは、頻回に發生するところの大火であつて、消防機關の不備であつた當時のこととて、二區若くは三區に燃え擴がつて、數千戸を拂盡したものも稀れでなく、又洪水は、枚方方面に於ける淀川堤防の缺潰によつて、生駒山麓以西が一面の湖水と化したことも一再ではなかつた。

天候の不順と、螟虫の被害に因る飢餓も相當に多く、殊

御番所様へ御断申し、御差圖奉請可申候事

日用懸錢

○ 圃米日用品掛錢札  
○ 一日一錢文掛  
一番あわ橋町 年行寄 何屋何兵衛借屋 但裏へ  
何屋誰 印相渡可申候事

右之札家別一枚、又掛錢請取之通帳一枚宛添、相渡置候間、右之札へ表書之通之日々掛錢をさし、毎月晦日朔日右兩日之内、無連滞家主へ通帳とも持參いたし可申候事

一、懸錢其家主より毎月一月分づゝ、札懸錢通帳面とも、毎月判形之節會所へ被持參、並月行司圃米掛り世話人右之内何れ成共相渡し、時之相場を以、代銀元帳面通帳面に委細相記し、致割印相渡可申候事

右之通年々掛錢を以増石いたし、度毎御役所へ御断奉申上、町中人別手當に相成候程、圃米致出來候はゝ、其節相談之上掛錢相止め、右圃米並丁人中より被指出候施行米仕法元帳面に委相記、凶年之節、仕法之通、年寄、月行司、圃米世話人立會之上、人々へ相渡可申候事

一、丁内園ひ米自分所持之町人九人、是は懸錢相除き、同人家内人別凡百人餘、此分手當米割渡不申候事

(以上一ヶ年の米購入額其他略)

何程成とも儉約致し、其餘錢を懸錢札にさし置候様心懸可申候、又身元相應に暮し候家人、晦の内日々除錢いたし候儀、而倒に存候人也有へし、左様存候人は、家内人別之積りを以、左に相記し候仕法之通相考、寄存次第如何様にも心任せに可致候(仕法略)

一、丁内家持借屋人によらず、立退き之節、札並通帳面持參候はは、懸錢指戻し可申候、並貧家病煩ひ等にて、實に無據仔細有之は、年寄家主其譯聞札、懸錢差戻し可申候、但其難澁相凌き平日に相成候はゝ、又々懸錢可致候事

(中 略)

立退き候其跡へ引移り來候人々へ、最初借屋貸付相對之節丁内圃米一件申談、先達立退き候人之懸錢致置候通、銀高何程丁内へ懸錢可致哉、若一度に太義に存、迷惑爲致候ては如何に候間、右入銀高三五度の割合にて差入候哉、又者一ヶ年之間月割を以差入可申候哉、何れにも其人之迷惑に不及候様に相對致し、懸錢爲致可申候、若不承知之趣を申候はゝ、左様之人柄丁内有之候ては、却て丁内取締之差支にも相成、凶年之節人命拘り候大切成圃ひ米、他之ためにいたす事にあらず、銘々妻子家内之餓死に不及手當之儀、其道理不聞分人は、心得違甚數

候間、品々により不筋成事とも仕出し家主丁内へ如何様之難儀

日用懸錢

一、家並懸錢別段に仕候様心得候ては、實に身薄き人なとは只一錢文にても、日々之事故迷惑におもふへし、依之右一錢文懸仕様は、日用賄品捨りものゝ中にも心を用ひ、何にて成とも、日々一錢文宛除け置、其除置候一錢文を、丁内家並に渡置候懸錢札へ指置候様心懸け可致候、是一年之日數積れば、凡三百六十文餘に成候様いたし候得者、さのみ大造にも、又むつかしき事にも有間數、只日用心懸而已也、尤貧家にては其錢之貯いたしかたらん、依て前月一月之懸錢を、年寄月行司立會、月頭に町中家並取集に廻り、元帳並帳面に相記し、割判いたし置可申候右一年之懸錢寄高、並時之相場を以年々米買入致し候はゝ、町中人々心懸次第にて、三五年之間に餘程石數に可相成、重年いたし候はゝ、誠に十分之圃ひ米にも可相成哉候、凶年飢渴之節人々之懸錢高程、圃ひ米買入値段を以割渡し可申候、若其割渡し米にても難取續候はゝ、丁内手當米を以救ひ可申候事

一、家並之中にも身元上中下品に有へし多人數之中いつれも是と取極候も如何敷、依て丁内借屋中一同先日之一錢文懸と相究置候得共、右に申通、人々日用賄ひ、並家内人割之多少も同しからす候間、家並日用賄ひ候世帶之大小に應し、一錢文に限らず、

を懸け候哉難斗、後難を存し、借屋貸し付無用に可致候事  
寛政七卯年六月

町内會の事業(下)

記述は再び元へ戻つて来る。

天井知らずの米價の暴騰が、富山の一漁村に發した烽火によつて、殆ど全國的な暴動と化したのであるが、而かも此時代にあつては、徳川時代とは大いに趣を異にし、飯米の不足量は、其の作柄によつて大体を豫測することが出来、朝鮮、臺灣の外、蘭貢米の輸入までが容易であるため、白米小賣相場が五十錢といふ高値を唱へやうとも、飢餓の心配はなく、從つて五十兩を懷中にして餓死したなどといふが如き醜態な出来事はなかつたので、之が對策としても、如何にして米價の騰勢を阻止すべきかを工夫し研究すればよく、大阪市はこの見地から、富豪有志の寄附金を得て、隨所に日用品廉賣市場を開設し、及び簡易食堂を經營して、之に備へたのであつた。

併しこれは、其の施設が、假令永續性を有してゐやうと、も、大局から觀るときは、物價高に對する應急的對策であ

り、又部分的施措であつて、未だ以て恒久的であり全般的であると稱することは出來ぬ。然らば日々複雑を極めつゝある社會状勢に對して、果して無策であつてよいだらうか。否、同憂の識者は之に備ふべく、防貧的施設の必要を認め、遂に今日見るが如き社會事業を育成することとなつたのである。

試みに觀よ。歐洲大戰を劃して、我國の資本階級は、概して其の資本に一個の零を加へた。一〇〇萬圓は一、〇〇〇萬圓に一、〇〇〇萬圓は一〇、〇〇〇萬圓に。然るに他の中のものは、殆ど何の變化もなくして、進んで行く物價と文化に眩惑し、瞠目し、次第に水平線下に没入せんとしつゝある。其の昔、三十五六圓を以て暴動の因子を爲した米相場は、今は普通の建値となつて居り、其の他の物價概ね米價以上の比を以て騰貴して居る。

今更に貧富の隔離を彼是いふまでもない。社會の中堅であり、大多數を占めてゐる中產層が、この趨勢に抗し得ずして、滔々として無產階級に轉落しつゝある有様は、筆者の説明を要するところではあるまい。この時相に對して、政府當局は、中小商工業者に對して

副會長木本正胤氏は曰「月給取や小商人にとつては、近頃のやうな物價高では、何とか切りぬけるべき工夫を凝らさぬと、暮して行けません。共同購入は、例へば町内に米屋があれば、その米屋の手で米を仕入れ、會から手數料を出す譯で、町内の商人壓迫はなりません。醤油でも、木炭でもその通りで、町内に其の商人がなければ、本會が直接買入れに當ります。而して一錢貯金からの借入金には、一回の利息を五分としますから、一ヶ月に一度づゝ借入れても、一ヶ年には六割の見當です。」云々。

### 其の三 市營アパートの昭和會

之は町内會とは少しく趣きの異なつた、大阪市西成區東入船町の市營住宅居住者が、昭和會を組織して、新生への第一歩を力強く踏出さうといふのである。このアパートは三階建の鐵筋コンクリートで、現在七十七世帯、約六百名が住つてゐるので、會の主なる事業は、公民教育、精神修養、社會奉仕、保健衛生、家庭愛護、防空等に亘り、會費は一ヶ月十錢とし、又毎月二回清掃日を設けて住宅の内外を清掃美化し、會員中の功勞者は之を表彰する等、團体的に明朗生活に更生せんとするものであつて、各方面から多

組合を組織せしめ、之に向つて金融の途を開くことゝせられたのは、誠に結構なことであるが、併しこれのみを以て、果して更生することが出来るかどうか。

花鳥風月、懇親の名の下に、徒らに酒に親んでゐた町内會は、今にして目ざめねばならぬときである。否、既に目ざめて活動を開始してゐる大小の町内會があるではないか。

### 其の一 市岡警察署管内聯合町内會

之は市岡警察署管内にある四百五十の町内會が聯合して、官民合同の下に聯合町内會を組織し、共同出資によつて主として工業原料、石炭其の他の購入をするもので、稍や同業組合に似たところの經濟機關として活動して居る。

### 其の二 一錢貯金から共同購入

南區日本橋五丁目の町内會では、一ヶ年ばかり前から、一錢貯金會を開始し、それが二千圓近くなつたゝめに、之を資本として、町内の生活必需品共同購入に手をつけ、剩餘金は一錢貯金會に還元するといふ制度であり、更に會内に、戸籍、兵事、納稅、防犯、金融等二十五係を設けて町の統制を圖るべく、着々準備と實行とに勇み立つてゐる。

### 大の期待を以て眺められつゝある。

### 町内會の行べき途

以上掲げた如き町内會の活動が、果して町内會としての眞の仕事であるか、どうかは、筆者の論ぜんとするところではなく、又、船場、島之内等の町内會と、市周圍部に於ける町内會とを、同一組上に置かんとするものではないが、益々逼迫しつゝある經濟的事情の下に轉落の途上にあるものを、方面委員諸氏の手に委ねる前に、先づ以て町内會の手によつて何とかすべきではないか。

現に筆者の知れる某町内會の如きは、會員の入退會一幹部二、三名の意見によつて決せられるので、町内の棟割長屋に住へる者などは、絶対に入會を拒否せられる。斯の如くして同じ町内に住みながら、反感敵視を深めつゝあるので、之では町内の懇親はさて置き、平和をすら保つことが出来なからう。この點から考へても、町内會が社會事業に手を染めて、眞に共存共榮の實をあけることは、町内會二三の幹部の、好むと好まざると拘らず、正に進むべき途であらうと信するのである。